

～幼児教育・保育無償化に関する申請等について～

1. 制度の概要

令和元年10月より幼児教育・保育無償化制度が開始されたことにより、幼稚園や認定こども園に通う満3歳児から5歳児の子どもの利用料が無償化の対象となります。無償化の対象となるためには認定申請などの手続きを行う必要があります。

具体的にどのような費用が無償化の対象となるかは次のとおりです。

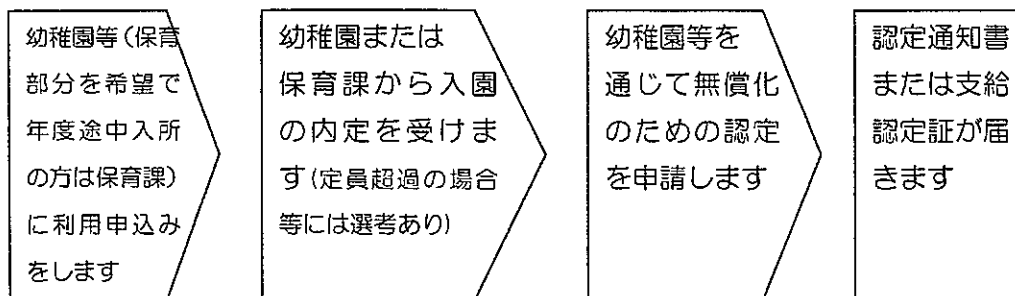
費用の種類	無償化対象範囲	備考
利用者負担額	無償（1号認定の場合は満3歳児から、2号認定の場合は年少児から）	申請等は必要ありません
給食費	年収360万円未満相当世帯と第3子以降（1号認定は小学校第3学年修了前を基準、2号認定は小学校就学前を基準）の児童に係る給食費のうち副食費（ごはんやパン等の主食以外のおかず代）が減免の対象	申請等は必要ありません
預かり保育 ※満3歳児は 住民税非課税 世帯のみ	1号認定を受けている場合で保育の必要性がある児童については、利用日数×450円を上限に（月額最大1,13万円、住民税非課税世帯の満3歳児は1,63万円）無償化の対象	保育認定申請と償還払いの請求申請が必要となります
認可外保育施設、一時保育、病児保育	1号認定を受けている場合で保育の必要性がある（預かり保育を利用する）児童は、月額1,13万円（住民税非課税世帯の満3歳児は1,63万円）を上限に無償化の対象（一定の条件あり※）	保育認定申請と償還払いの請求申請が必要となります

※ 在園施設の開園時間が、1日8時間未満または年間開園日数が200日未満の場合に対象となるため施設によっては対象にならない場合があります。

2. 支給認定申請の対象者

保護者が一宮市に住民登録をしており、対象施設を利用する児童が対象となります。保育の必要性がない（預かり保育を利用しない）在園児については、入園申込み時に「教育・保育給付認定申請書（1号）」の提出が必要です。また、預かり保育を利用する保育の必要性がある児童は、「教育・保育給付認定申請書（1号）」に加えて「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（認定様式その2）」をご記入の上、保護者の事由ごとに添付書類を添えて幼稚園等（保育部分を希望で年度途中入所の方は保育課）へお申込みください。

3. 手続きの流れ（新規入園の場合）



4. 保育認定のための必要書類

預かり保育を利用する保育が必要な児童については、事由ごとに父母それぞれの必要書類があります。必要書類の一覧は次のとおりです。

事由	内容	必要な書類
就労	フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、月60時間以上の全ての就労	<p>【外勤の場合】 就労(採用内定)証明書(①) 就労に変更がないときは、源泉徴収票または確定申告の控(*)のコピーを提出しても可 <u>※育児休業から復帰される方については、就労(採用内定)証明書(①)のご提出をお願いします。</u> <u>※兄弟で申込みの場合は1枚でも可</u></p> <p>【自営業の場合】 自営就労申立書(②) 就労に変更がないときは、源泉徴収票または確定申告の控(*)のコピーを提出しても可</p>
母親の出産	母親が出産の前後(産前3か月・産後2か月)の場合	申立書(③) + 母子健康手帳(出産予定日がわかるページと表紙のコピー)
病気等	病気、心身に障害のある場合	申立書(③) + 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等状態がわかるもののコピーまたは診断書(コピーでも可)
病人の看護等	家族が長期間の病気や心身に障害があるため、保護者がいつもその看護にあたっている場合	申立書(③) + 看護対象者の診断書等状態の分かるもの(コピーでも可)
災害等	火災・風水害・震災等で家屋を損失、破損したため、その復旧にあたっており、児童の保育ができない場合	申立書(③) + 災害復旧にあたっていていることがわかる書類
求職活動	継続的に求職活動を行っている場合	求職活動申立書(⑤)※(満3歳児のみ、幼児は不要)
在学、職業訓練	職業訓練校等における職業訓練を含む	申立書(③) + 在学証明書または学生証(コピーでも可)
児童虐待、DV	児童虐待やDVの恐れがある場合	

育児休業	育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合	育児休業証明書(④)(幼児のみ) ※兄弟で申込みの場合は1枚でも可
その他	上記に類する状態にあると一宮市長が認めた場合	

*確定申告の控えは、就労先の名称、業種等が記載されているページの写しが必要
提出場所：内定の幼稚園・認定こども園（保育部分を希望で年度途中入所の方は保育課）
認定されると認定通知書が交付されます。

5. 預かり保育について

保育の必要性があり保育認定を受けている児童が預かり保育を利用した場合、利用日数×450円を上限（月額最大1.13万円、住民税非課税世帯の満3歳児は1.63万円）に無償化の対象となります。申請の流れは以下の通りです。

※教育・保育給付認定（2号、3号）を受けている児童は対象とはなりませんのでご注意ください。

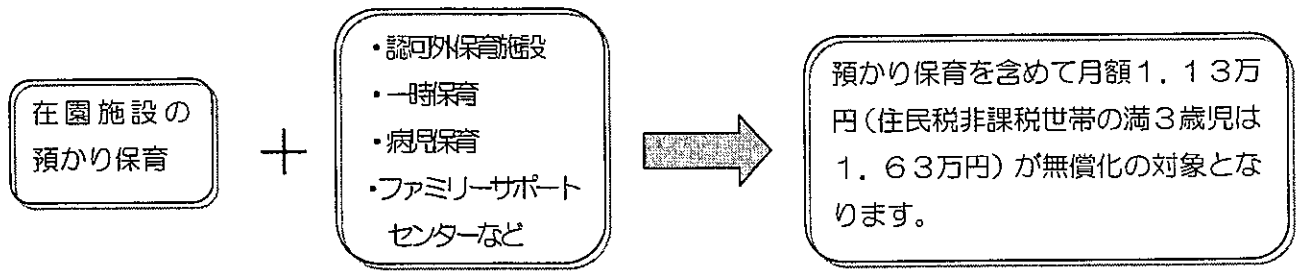
※満3歳児は住民税非課税世帯が対象です。

- ① 教育・保育給付認定（1号）を受けている児童は、事前に保育認定を受けるために「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」（認定様式その2）と事由ごとの添付書類を園に提出し、認定通知書の交付を受けます。
- ② 預かり保育を利用し、利用料を園に支払います。
- ③ 園から配布される「施設等利用費請求書（請求書様式その3）」に記入し、園へ提出します。園から「領収証（請求書様式その7-1-2）」と「提供証明書（請求書様式その7-2）」が交付されている場合は、これらもあわせて園へ提出します。
- ④ 園より保育課へ提出の後、審査の上無償化対象分が請求書に記載された口座に振り込まれます。

※申請は4半期ごとに行い、その翌月が申請月となります。（例 令和3年4月～6月分は令和3年7月が申請月）

6. 他の施設を利用している場合

教育・保育給付認定（1号）と保育認定を受けた児童が、在園の園で預かり保育を利用し、さらに認可外保育施設や病児保育など他の施設を利用している場合、預かり保育を含めて限度額の範囲内で無償化の対象となる場合があります。対象となる施設の利用例は次のとおりです。申請には、預かり保育分の申請に必要な書類のほか、それぞれの施設で発行された「領収証（請求書様式その7-1-2）」や「提供証明書（請求書様式その7-2）」、ファミリーサポートセンターを利用した場合は「活動報告書」が必要となります。



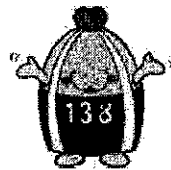
※在園施設の開園時間が、1日8時間未満または年間開園日数が200日未満の場合に対象となるため、該当する園に在園する児童のみ対象となります。

※認定こども園で教育・保育給付認定(2号、3号)を受けて通っている児童は対象とはなりません。

7. 認定こども園で保育認定を希望したが選考漏れとなり教育部分を利用する場合

入所申込み時に保育部分(教育・保育給付認定2号)での利用を希望したが、選考漏れとなり教育部分(教育・保育給付認定1号)での利用をすることになった場合に、預かり保育を利用し無償化の対象となるには、「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第2号・第3号)(認定様式その2)」をご提出ください。

預かり保育分の申請については「5. 預かり保育について」をご覧ください。



問い合わせ先

一宮市役所 子ども家庭部 保育課
入所グループ

Tel (0586) 28-9024 (直通)